

## 令和4年度山形市要介護認定等調査業務の委託に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による要介護認定等に係る調査（以下「認定調査」という。）の指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）への委託について、必要な事項を定めるものとする。

### (調査員)

第2条 委託を受けた指定居宅介護支援事業者等（以下「委託事業者等」という。）は、認定調査について、法第24条の2第2項、第28条第6項及び第33条第4項の介護支援専門員（以下「調査員」という。）に調査を行わせるものとする。

### (調査員の報告)

第3条 委託事業者等は、要介護認定調査調査員報告書（別記様式第1号）により、認定調査に従事する調査員について市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、当該調査員に係る法第69条の7第1項の介護支援専門員証（第5条において「介護支援専門員証」という。）の写しを添付しなければならない。

### (調査員の研修)

第4条 調査員は、都道府県又は指定都市の実施する調査員研修を受講しなければならない。

2 調査員は、自己研修等により認定調査員テキスト2009（改訂版）（以下「テキスト」という。）の習得に努めるものとする。

### (調査員の服務)

第5条 委託事業者等の調査員は、認定調査を実施する際は、当該認定調査を受ける被保険者（以下「被保険者」という。）及びその家族等に対し、介護支援専門員証を提示しなければならない。

### (認定調査の実施)

第6条 市長は、認定調査を委託により実施するときは、要介護認定訪問調査依頼書により委託事業者等に依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた委託事業者等は、第3条の規定による報告をした調査員に認定調査を行わせるものとする。

3 調査員は、認定調査の実施に当たっては、被保険者の日常生活における状況を把握す

るため、被保険者及びその家族等に訪問日時等を事前連絡するとともに、立会いを求めるものとする。

- 4 調査員は、被保険者及びその家族等と面接する方法により認定調査を行うものとする。
- 5 前項の認定調査は、テキストに基づいて行うものとし、その内容等に疑義が生じた場合には、介護保険課に問合せ等を行うものとする。
- 6 委託事業者等は、所定の様式による要介護認定調査票を要介護認定訪問調査依頼書に記載された提出期限までに市長に提出しなければならない。ただし、被保険者の状況等やむを得ない事由により提出期限までに提出することができない場合には、速やかに介護保険課まで連絡しなければならない。
- 7 調査員は、要介護認定調査票の提出後に介護保険課からその内容等についての問合せがあった場合には、協力しなければならない。

(委託料)

第7条 認定調査を委託する場合の委託料は、次に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、市外で実施する認定調査を委託する場合の委託料については、この限りでない。

(1) 在宅の被保険者に係る認定調査 1件当たり 3,488円

(2) 介護保険施設入所中の被保険者に係る認定調査 1件当たり 2,999円

- 2 委託料には、旅費及び介護保険課からの問合せに対する再調査に係る経費を含むものとする。

(委託料の請求)

第8条 委託事業者等は、認定調査に係る委託料を認定調査を実施した月ごとにとりまとめ、要介護認定調査業務実績報告書(別記様式第2号)及び請求書により市長に請求するものとする。

- 2 前項の請求書は、認定調査を実施した月の翌月15日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その日後において最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日)までに提出するものとする。ただし、その日までに提出することができなかった場合は、翌月以降の請求に併せて提出するものとする。

(委託料の支払)

第9条 市長は、前条の規定による委託料の請求があったときは、適正な請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

(個人情報取扱い)

第10条 委託事業者等は、認定調査を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。